

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

妻が昭和36年に、夫婦二人の国民年金の加入手続をA県B市C支所で行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を同支所で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の妻の国民年金手帳が同年12月16日に発行されていることから、この日に夫婦の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該期間は現年度納付が可能であり、当該期間直後の同年10月から41年3月までの保険料は現年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、当該期間の保険料についても現年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までについては、申立人の国民年金の加入手続が行われた上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、遡って納付

したとの主張は無い。

また、申立人の妻又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 61 年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 17 年 7 月 5 日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与の訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA会管理下のB株式会社（現在は、株式会社C）における資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は同年12月2日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から同年11月までの標準報酬月額については、59円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年8月16日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年12月2日まで

私は、昭和20年4月27日から同年8月16日まで、D丸に乗船していたとして申し立てたところ、日本年金機構から、B株式会社において、昭和20年4月1日に資格取得していることが確認できたが、被保険者名簿に資格喪失日の表示が無いため、申立期間を船員保険の被保険者として認定することができないとの回答があったが、納得できない。申立期間について、船員保険加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人は昭和20年4月1日に予備船員として被保険者資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日の記載が無い。

一方、B株式会社の後継会社である株式会社Cに照会したところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳が保管されており、同台帳によると昭和20年4月1日付けで予備船員として資格を取得し、同年12月2日に資格を喪失したことが確認できることから、申立人が申立期間において、A会管理

下のB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

このことから、申立人のA会管理下のB株式会社に係る船員保険被保険者資格の喪失について社会保険事務所（当時）における記録管理は適切であったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、A会管理下のB株式会社の申立人に係る被保険者台帳から、A会は、申立人が昭和20年4月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年12月2日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A会管理下のB株式会社に於ける船員保険被保険者台帳の記録から、59円（3等級）とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年8月16日までの期間については、申立人が所持している船員手帳には、「昭和20年4月27日雇入、事務終了の事由により20年8月雇止」と記載され、申立人が、当該期間にD丸に乗船していたことが認められる。また、D丸は、昭和19年1月11日から20年8月16日までの期間において、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年2月1日、資格喪失日が11年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月31日から同年2月1日まで

A株式会社から有限会社Bへ移籍した際、A株式会社から厚生年金保険の資格喪失届を、平成11年2月1日とすべきものを会社が誤って同年1月31日と届け出た。その後同社は資格喪失の訂正届を提出したが、時効により年金額に反映されないため、同年1月を厚生年金保険被保険者期間となるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した上申書において、「申立人は平成11年2月1日付けで同社から関連会社である有限会社Bへ移籍している。また、同年1月分の厚生年金保険料は給与から控除していた。」旨記載されていることから、申立人は、同社に平成11年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成10年12月のオンライン記録及びA株式会社が保管する総勘定元帳（社会保険預り金勘定）に計上されている申立人に係る厚生年金保険預り金額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は資格取得日が平成2年2月1日、資格喪失日が11年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月31日から同年2月1日まで

A株式会社から有限会社Bへ移籍した際、A株式会社から厚生年金保険の資格喪失届を、平成11年2月1日とすべきものを会社が誤って同年1月31日と届け出た。その後同社は資格喪失の訂正届を提出したが、時効により年金額に反映されないため、同年1月を厚生年金保険被保険者期間となるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した上申書において、「申立人は平成11年2月1日付けで同社から関連会社である有限会社Bへ移籍している。また、同年1月分の厚生年金保険料は給与から控除していた。」旨記載されていることから、申立人は、同社に平成11年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社が保管する総勘定元帳（社会保険預り金勘定）に計上されている申立人に係る厚生年金保険預り金額から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は資格取得日が平成9年5月21日、資格喪失日が11年2月1日とされ、当該期間のうち、11年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月31日から同年2月1日まで

A株式会社から有限会社Bへ移籍した際、A株式会社から厚生年金保険の資格喪失届を、平成11年2月1日とすべきものを会社が誤って同年1月31日と届け出た。その後同社は資格喪失の訂正届を提出したが、時効により年金額に反映されないため、同年1月を厚生年金保険被保険者期間となるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した上申書において、「申立人は平成11年2月1日付けで同社から関連会社である有限会社Bへ移籍している。また、同年1月分の厚生年金保険料は給与から控除していた。」旨記載されていることから、申立人は、同社に平成11年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成10年12月のオンライン記録及びA株式会社の総勘定元帳（社会保険預り金勘定）に計上されている申立人に係る厚生年金保険預り金額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から60年6月まで

亡くなった母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、全て納付していると母親から聞いており、姉も聞いたと言っている。申立期間が未納とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料を、62年8月10日に作成された納付書により同年10月31日に過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、この過年度納付した時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

平成9年8月に会社を退職後、A区役所で国民年金の再加入手続を行った際、窓口の職員が年金手帳に申立期間について資格期間の日付を記入してくれた。申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月に会社を退職後、A区役所で国民年金の再加入手続を行った際、年金手帳に申立期間について資格期間として記入され、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が納付してくれたと主張している。

しかしながら、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は、平成8年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を同日に喪失して以降、申立期間において同資格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、婚姻により平成13年3月*日付けで第3号被保険者資格を取得しており、申立人が所持する年金手帳により、同年5月30日付けで氏名変更されていることから、この時期に国民年金被保険者資格を再取得したものと推認され、申立期間に係る被保険者資格もその際記入された

ものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 7 月まで

昭和 57 年 8 月頃、父親が A 町（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続を行った際、同年 4 月まで遡って国民年金保険料の納付が必要と説明されたため、申立期間の保険料をまとめて納付してくれた。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月頃、申立人の父親が A 町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人は、A 町の国民年金被保険者名簿により、昭和 57 年 8 月 6 日付けで国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認でき、このことは、申立人が所持する年金手帳の記録からも確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 町で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料（4 万 1,760 円）を同年 2 月 19 日にまとめて納付していることが、上記の被保険者名簿により確認できる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者は

おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から同年10月まで

昭和55年4月以降にA市役所で国民年金の加入手続を行い、子供が生まれて、父親がB県に来た際に納付するように言われ、56年7月以降にC銀行で申立期間の国民年金保険料として約3万円をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月以降にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はその後まとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳により、「初めて被保険者となった日」は昭和55年11月25日であり、「被保険者の種別」は任意の資格であることが確認でき、任意加入した場合、遡って国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年12月まで

自営業になったため、昭和57年1月以降に国民年金に加入したところ、市役所から夫と二人分の納付書が送られてきた。過去の未払分も納付できるとのことであったので、まとめて納付した。申立期間について夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることには納得できない。

なお、家計簿を処分する際、自身の国民年金保険料の納付状況を書き写したメモが残っており、同メモには、「1/19 10月～3月 40,440」、「12 85,200 1/19」と記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月以降に国民年金に加入したところ、市役所から申立人の夫と二人分の納付書が送られてきたので、まとめて納付したと主張し、それを裏付ける資料としてメモを提出している。

しかしながら、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納とされている上、申立人は、申立期間直後の平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料を、3年4月3日に一括発行された月ごとの過年度納付書により、同年4月30日以降、4年3月10日まで13回に分けて納付していることが領収済通知書により確認できることから、申立人は3年4月ごろ国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録か

ら、昭和 63 年 2 月に払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、同年 1 月 8 日に発行された 60 年 10 月から 61 年 3 月までの納付書(4 万 440 円)及び同年 4 月から 62 年 3 月までの納付書(8 万 5,200 円)により、63 年 1 月 19 日に過年度納付していることが領収済通知書により確認でき、申立人が提出したメモはこのことを記載したものである可能性がうかがわれる。

さらに、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 3 年 3 月まで
結婚して義母に国民年金の加入を勧められたので、昭和 61 年 5 月頃、A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を、初回は窓口で、その後は B 信用金庫の夫名義の口座を使用して口座振替で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月頃、A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を、初回は窓口で、その後は B 信用金庫の夫名義の口座を使用して口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成 3 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無い上、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についても申立期間は未納である。

なお、C 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録

している国民年金収滞納リストでは、申立人及びその夫は、平成3年4月から同年8月までの保険料を納付書により同年8月12日に納付するとともに、同年9月27日から口座振替による保険料の納付を開始していることが確認できる。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から55年3月まで

私の国民年金については、亡くなった父親が昭和51年頃に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録から昭和62年4月に払い出されていることが確認できることから、このころ申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳において「初めて被保険者となった日」は「昭和62年3月1日」と記載されており、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立人の被保険者資格取得日が同日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで

私は、国民年金の国籍要件が撤廃され、国民年金に加入できることを知ったので、昭和57年1月頃にA市役所で加入手続を行い、妻の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の国籍要件が撤廃され、国民年金に加入できることを知ったので、昭和57年1月頃にA市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和61年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

なお、国民年金の国籍要件が撤廃された昭和57年1月現在で、申立人は41歳であり、申立人は60歳になるまで国民年金保険料を納付しても、年金受給資格を得ることはできず、61年4月1日に国民年金法が改正されたことにより、36年4月から56年12月までが合算対象期間となったことから、上記の国民年金加入手続を行うとともに、その時点で納付可能な59年4月から61年3月までの保険料を同年6月30日から62年9月22日にかけて4回に分けて過年度納付していることが領収済通知書により確認でき

る。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2079(事案 702 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

今回、新たに母親の国民年金手帳が出てきたので、申立期間当時の集金人の番号が分かった。母親の同手帳の昭和50年度欄(右ページ)に印紙が貼られているが、申立期間当時、私の国民年金手帳の46年度欄(左ページ)には、それより小さいシールが、一番下の1月、2月及び3月の枠に、3枚連なったまま、1月及び2月の枠に3枚貼られていたことをはっきり覚えている。また、社会保険事務所(当時)に、私に2冊目の国民年金手帳が22歳のときに送られてきた理由を尋ねたところ、20歳に遡って納付できる最後の年だからではないかと言われた。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i)申立人は昭和48年6月11日に発行された国民年金手帳を所持しており、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行い、申立人に最初の国民年金手帳が発行されたものと推認され、仮に昭和46年度に発行されたとすれば、その手帳は50年度まで使用可能であることから、更新時期でもない48年度に2冊目の国民年金手帳が送付されて来たとする申立内容は不自然であること、ii)国民年金手帳においては右側に国民年金印紙を貼付し、左側は集金人が国民年金保険料を収納したことを示す検認印を押印する様式であるなど、申立人の申立内容は当時の国民年金手帳の取り扱い方法と相違すること、iii)申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を発行日の翌日である同年6月12日に納付していることから、同年4

月からこの国民年金手帳の使用を開始したとみるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i) 申立人の母親の国民年金手帳が出てきたので、申立期間当時の集金人の番号が分かったこと、ii) 申立人の国民年金手帳の昭和 46 年度欄には、申立人の母親の同手帳の 50 年度欄に貼られている印紙よりも小さなシールが貼られていたとして、申立人の母親の国民年金手帳のコピーを添付して再申立てを行っている。

しかしながら、A 市においては、申立期間当時の集金人の名簿は保管されておらず、検認印の番号をもって集金人を特定することは困難である上、国民年金印紙については、「印紙をもってする歳入金納付に関する法律の規定に基づき、国民年金印紙の形式を定める件」（昭和 36 年大蔵省告示）により寸法等が定められており、申立人の主張とは符合しないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2080 (事案 1350 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和45年10月から53年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年12月まで

私が大学生でA県に住んでいた昭和43年4月頃に、父親が20歳のお祝いとして国民年金保険料の納付を始め、卒業後はB市に戻り花嫁修業をしていたが、父親はその間も保険料を納付してくれていた。付加保険料制度ができてからは、付加保険料も併せて納付してくれていた。

C市に住んでいる叔母も父親が私の年金を毎月納付していると言っていたのを聞いたとの言及も有るので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する年金手帳において、「はじめて被保険者となった日」は昭和54年1月22日であり、同日に任意で国民年金被保険者資格を取得した旨及び付加保険料納付を開始した旨が記載されており、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、定額保険料及び付加保険料を納付できなかったものと考えられること、ii) 申立人について、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと再度主張しているが、申立期間の保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり、同手帳記号番号払出簿検索システムによりD県内全てについて旧姓を含め「E（漢字）」、「F（漢字）」、「G（カナ）」及び「H（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、今回の再申立内容は、前回の申立内容と同様であり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和45年10月から53年12月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年6月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入し、申立期間当時、住み込みで働いていたA医院に来ていた集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していた医院に来ていた集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得日が「昭和48年7月2日」、被保険者資格の種別は「任」と記載されており、申立人はこの日に国民年金に任意の資格で加入したものと推認でき、このことはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が申立期間当時勤務していたA医院に照会したところ、当時の院長は既に死亡しており、申立人の国民年金保険料の納付状況を確認する証言は得られない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から23年4月15日まで
昭和18年7月1日からA株式会社(現在は、B株式会社)C派遣団としてD方面において軍隊の仕事を行い、終戦後帰国しA株式会社で勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社を合併により継承しているB株式会社は、「保存期間経過により関係書類は廃棄されており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたかは不明である。」と回答している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人が直属の上司として記憶している2人についても同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が確認できない。

さらに、申立人は昭和18年7月1日から21年8月1日までの間、A株

式会社の社員としてD方面で軍隊の仕事をしていた旨主張しているが、申立人の当該期間に係る勤務の状況について確認することができない上、旧陸軍との関係及び人事関係書類について、E省F局に照会したが、申立人の軍属としての記録は無く、申立ての事実が確認できない。

加えて、厚生年金保険制度は昭和19年6月1日に適用が開始され、保険料徴収は同年10月1日から実施されており、保険給付の対象となる期間は、同年10月1日以降の期間であるため、同年9月30日以前の申立期間については、制度上、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 24 年 12 月 1 日まで

私は、A株式会社に入社後、株式会社B（現在は、C株式会社）に勤務し、引き続きC株式会社に退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険加入期間として訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社を退職した後、昭和 22 年 10 月 1 日から関連会社である株式会社Bに入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いと主張しているところ、申立人が申立期間について、株式会社Bに役員として勤務していたことは、C株式会社が保管する「労働者名簿」及び同社社史編纂室編「C*年史」により確認できる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 24 年 12 月 13 日に適用事業所名が株式会社Bに変更されているものの、申立期間において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であったことについては確認できない。

また、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険加入記録が無い元同僚は、昭和 22 年 9 月末日に申立人と一緒にA株式会社を退職し、同年 10 月 1 日に株式会社Bに入社したこと、及び同社が厚生年金保険の適用事業所とな

ったのは 24 年 12 月からであり、それまでの期間には給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことを回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の株式会社 B における資格取得日はオンライン記録と一致しており、申立期間における申立人の被保険者資格記録は確認できない。

加えて、C 株式会社にも照会したところ、賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。